

回答様式

契約件名	東北自動車道 みちのく橋床版取替工事
------	--------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	入札説明書 P.11 5-2、5-4 P.12 6-1	・参考見積書、訂正参考見積書及び入札時の見積り関係資料において、使用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価は、何年度の単価を採用すれば宜しいでしょうか。ご教示ください。	当社では、令和4年3月1日に工事、調査等業務（以下（工事等）という。）の工事費等の算出に用いる設計労務単価及び設計技術者単価について改定を行い、現在、入札手続き中の工事等で令和4年3月19日以降の日を入札（見積）書の提出締切日（見積活用方式の対象工事は訂正参考見積書の提出締切日）とする工事等から改定後の設計単価を用いることとしております。 詳細はHPをご覧ください。 <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/sekisan/index.html#tanka">https://www.e-nexco.co.jp/bids/sekisan/index.html#tanka</a>
2	入札説明書 P.11 5-4 (1)(4)	・「最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額は、入札時に最終参考見積書を超えない限り変更できる」と示されていますが、訂正参考見積書を提出する場合、訂正参考見積書の総額については、最初に提出する参考見積書の総額を超えてもよろしいでしょうか。ご教示ください。	訂正参考見積書の総額が参考見積書の総額を超えて提出することは妨げません。